

平成30年度 第6・8回

「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」講演1要旨

講演：「IR整備法の概要及び懸念事項への対策」

講師：IR推進局職員

1. 世界が注目するIR（統合型リゾート）

○合法のカジノ施設と観光振興に寄与する諸施設（ホテルや国際会議場・展示場、エンターテイメント施設等）が一体となっている施設群である。民間事業者の投資によって一体的な整備・運営を行い、カジノの高い収益を公共の福祉に還元し、財政の改善に寄与する仕組みである。

2. 公共施策としての日本型IR

○独自性と国際競争力を有し、世界中の観光客を惹きつけ、世界と日本の各地をつなぐ交流のハブとなることが公共施策としての日本型IRである。

○日本型IRが有すべき機能・施設として、カジノ施設と1号から6号施設の整備が要件。具体的な規模や内容は今後政省令で明らかになる。

○IRの中核施設の具体的な要件に関する考え方として、我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容、これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模、民間の活力と地域の創意工夫の三つの基本的な視点がある。

3. 特定複合観光施設区域整備法の概要とIR整備法制定以降の流れ（想定）

○IR区域の認定は上限を三つと定め、申請する都道府県等は議会の議決と立地市町村の同意が必要である。

○カジノ施設への入場制限として7日間で3回、連続する28日間で10回に制限し、入場時にマイナンバーカードの提示による厳格な本人確認の実施や、20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者の入場等を禁止する。

○カジノ入場1回につき6,000円の入場料が賦課され、カジノ収益については、収益から顧客に還元する分を引いたものから30%を納付金として、15%ずつ国及び自治体に納付される。

○今後の動きとしては、2019年度に国においてカジノ管理委員会が設置され、基本方針が示されると言われている。それに基づきIR設置をめざす自治体は実施方針を策定し、事業者公募によりIR事業者を選定する。選定後、IR事業者と一緒に区域整備計画を策定し、公聴会等により府民・市民の合意形成を図りながら議会の議決を経て国土交通大臣に区域申請を行うスケジュールである。

4. ギャンブル等依存症有病率調査とギャンブル等依存症対策基本法（概要）

○2017年度の国の調査では、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、過去1年以内のギャンブル等の経験等について評価した者では0.8%（約70万人）と推計されている。

○2018年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立。基本理念として、ギャンブル等依存症の

- 発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講じ、ギャンブル等依存症である者等及び家族が日常生活及び社会生活を円滑に営めるよう支援することが定められた。
- 法律の中で、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を定めることとしており、教育の振興や相談支援等 10 項目において国が基本計画を策定し、2019 年 4 月に閣議決定されると報道された。
 - 都道府県においても、国の基本計画を基本としつつ、ギャンブル依存症対策推進計画の策定に努めるよう定められた。

5. 大阪府・大阪市における依存症対策

- 大阪府における依存症対策として、治療体制の強化・相談支援体制の強化・普及啓発の強化の 3 つを柱に掲げ、地域保健課、大阪府こころの健康総合センター、保健所が一体となり、依存症対策強化事業として進めていく。
- 治療体制の強化として、府の治療拠点である大阪精神医療センターにおける専門治療プログラムの実施や受診された患者へのアフターフォローを行う依存症患者受診後支援事業等に取り組む。相談支援体制の強化として、平日に行っている大阪府こころの健康総合センターでの専門相談の他に、土日の電話相談を実施している。また、各保健所や関係職員の研修等に取り組む。普及啓発の強化として、地下鉄における依存症に関する啓発ポスターの掲示や、依存症に関するシンポジウムの開催等に取り組んでいる。
- 大阪市における依存症対策として、大阪市こころの健康センターを相談拠点とし、専門相談の実施や啓発セミナーの開催、家族支援事業等に取り組んでいる。
- I R 推進局の取組みは大きく二つのポイントがある。一つ目が、依存症の予防に資する教育・啓発活動の推進として、府内高校 3 年生へのギャンブル等依存症予防リーフレットの配布や、府内高校と連携した依存症予防等に関する出前授業を実施している。また、府民・市民を対象に依存症の基本的な知識を伝えるため、ギャンブル等依存症予防セミナーを開催している。
- 二つ目が、全国をリードする依存症対策（大阪モデル）の構築に向け、専門家と大阪府市の関係部局職員で構成する依存症対策研究会を設置。海外先進事例を踏まえた大阪独自の依存症対策の在り方等について議論しており、依存症対策のトップランナーをめざし、対策を講じていけるよう研究を進めている。

6. 治安・地域風俗環境対策の取組み

- シンガポールでは 2010 年に二つの I R が開業し、外国人観光客が大幅に増加したにもかかわらず、事前に対策を取ったことにより犯罪認知率はほぼ横ばい。このため、有効な対策をしっかりとることにより、良好な治安・地域風俗環境は一定保持できると考えている。
- 大阪府・大阪市では、治安・地域風俗環境対策として、I R 事業者、警察、自治体が相互に緊密な連携を図りつつ、各々が役割を果たし、万全の取組みを実施していくことを基本的な考え方としている。
- 想定される対策例として、組織犯罪対策や暴力団等反社会的勢力対策、来日外国人の増加に伴う対応、I R 施設周辺の交通対策等といった八つの対策例を想定しており、それに基づき様々な取組みを大阪府警と協議を重ねている。